

たばこの煙には3大有害物質であるニコチン、タール、一酸化炭素のほかにも、70種類以上の発がん性物質が含まれています。たばこを吸う本人だけでなく、受動喫煙でも肺がんになるリスクを3割も高め、脳卒中などのリスクも高まることが明らかになっています。厚生労働省研究班の推計では、受動喫煙によって亡くなる人は国内で年間約1万5千人に上ります。

2018年7月の国会で受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立しました。20年4月から学校や病院、行政機関は敷地全体を禁煙とし、屋外の決められた場所でも喫煙できなくなります。しかし飲食店については、

がん社会 を診る

中川 恵一



イラスト・中村 久美

所の設置を禁じています。さらに積極的な受動喫煙対策に乗り出しているのが奈良県生駒市です。同市では、ふるさと納税による寄付金の使途に、新たに受動喫煙防止対策を加えています。市内にある会社や飲食店などで禁煙を進めたり、禁煙を支援するセミナーを開催するための費用に充てたりする予定です。

1本のたばこを吸った後、吐く息に含まれる有害物質の量が喫煙前の水準に戻るのに45分かかったという研究結果が、今回の対策の根拠とされています。なお罰則はなく、職員以外の来庁者にも協力を求めているといいます。

東京都も昨年4月から職員は庁舎内で禁煙になりましたが、「喫煙後の制限」にまだ踏み込むところはほとんどありません。

喫煙直後の呼気には有害物質が含まれますが、それによる被害の程度は十分には解明されていないのは確かです。しかし、受動喫煙ゼロに向けた対策の方向性は間違っていないと思います。

(東京大学病院准教授)

受動喫煙、進む防止対策

個人または中小企業の既存店で、客席面積が狭い場合、喫煙を認めています。厚労省の試算では、禁煙の対象となる飲食店は全国で約45%にすぎません。

一方、昨年6月に成立した東京都の受動喫煙防止条例では84%が規制対象とされま

す。飲食店のほか、幼稚園や保育所、学校についても、国の改正法では認める屋外喫煙

市職員の勤務時間内の喫煙を禁止し、昼の休憩時間などにたばこを吸った場合は、エレベーターの使用を喫煙後45分間は禁止する対策を取っています。